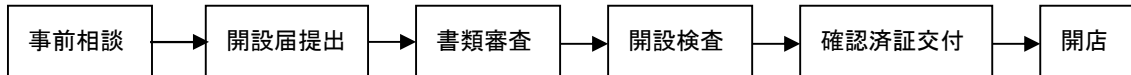


1. 手続きの流れ



※着工前に基準に適合することを確認するため、事前相談をお勧めします。

※開設届を受理してから確認済証ができるまでの標準的な処理日数は7日間(休日を除く)です。ただし、書類に不備がある場合や開設検査で基準に適合しない場合はこの限りではありません。届出書類は開設予定日から余裕を持って提出して下さい。

※開設検査から確認済証交付までは、概ね3日(休日を除く)程度です。

※開設検査は、原則火曜日、木曜日に行います。また、実際に営業できるところまで準備が整った状態で検査します。

※建築基準法の適合性について、盛岡市都市整備部建築指導課(都南分庁舎2階、電話019-639-9054)に確認して下さい(引火性溶剤使用のドライクリーニング施設の他にも、工場面積等により建築基準法違反となる場合があります。).

※特定施設の届出

クリーニング所の排水を下水道に排出する場合は、盛岡市上下水道局給排水課へ下水道法に基づく特定施設設置の届出が必要です。クリーニング所の排水を下水道以外に排出する場合又は分流式下水道に接続する場合は、盛岡市環境部環境企画課へ水質汚濁防止法に基づく特定施設設置の届出が必要です。

2. 開設に必要な書類等

☐ クリーニング所開設届(手数料:16,000円)

☐ クリーニング所の構造及び設備の概要

☐ 店舗の平面図

業務用洗濯機及び脱水機、乾燥機、ボイラー、アイロン台、プレス機、受付カウンター、受付洗濯物収納容器及び仕上洗濯物収納容器の設置場所がわかり、クリーニング所の面積を確認できるように寸法を書き入れたもの。

☐ クリーニング師免許証(写し又は原本)

※原本は、窓口で確認・コピーした後、お返しします。

☐ 店舗周辺案内地図

☐ (法人の届出の場合)登記事項証明書(写し又は原本)

※原本返却希望の方は、窓口で確認・コピーした後、お返しします。

☐ 開設者が他に開設しているクリーニング所、取次所及び無店舗取次所の一覧表
施設名称、所在地(無店舗取次店の場合は業務車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号)、従事者数及びクリーニング師の氏名(従業者中にクリーニング師がいる場合)が記載されたもの。

○申請書案内ページ【広報 ID:1015175】

「盛岡市公式ホームページ」→「オンラインサービス」

→「申請書ダウンロード」→「健康・福祉に関する申請書」

→「保健所」→「生活衛生」

→「クリーニング所開設届」

○お問い合わせ先

盛岡市保健所 生活衛生課

〒020-0884 盛岡市神明町3番 29 号 5F

電話 019-603-8310 FAX 019-654-5665

メール seikatsueisei@city.morioka.iwate.jp